

た支那人の大工は既に九年になり、朝鮮人の労働組合は四箇年勤続して居る。莊園に於て朝鮮人の勤める役は、料理人、牧者、牛酪作り、雑役夫、農夫である。支那人の大工は賄附で月給十七乃至二十五留を得、朝鮮人は食料農具、種子の支給を受けて收穫の一半を納める。若し農繁期に労働者を雇ふ時は之が費用は主人側は朝鮮人側と半々に負擔する。農繁期の労働者は賃銀は一箇月約二十五留である。朝鮮人は若し歸國などする時は必ず自分の代人を置いて行くから不意打を喰ふ心配が無い。現在の労働組合は斯くして四年間も續いて居るのである。

組合員は組合内に不良鮮人の入らぬやう警戒し、莊園を大事にし、自分の地位を人に取られないため普通歸國する時には主人の許に給料の一部を預けて置く。

ゼエヤ埠頭附近のベカソフ農園は露人の耕作法と朝鮮人の耕作法との比較研究の立場から、又ゼエヤ埠頭の如き北方の地でも農業發達の見込み有り、や否やと云ふ見地から非常に有益な例を與へる。

ミュウシンスクの一市民ベートル、コンスタンチノウキチ、ベカソフは最初ゼエヤ金鑛會社に勤めてゐたが、會社解散後ジエロースの砂金場を買収し、若干の友達と共にジエロース會社を創立した。然るに一九〇五年恰度彼が金塊を携へて出立した後に、鑛山へ強盜の一團襲來し彼の兩親始め従僕全部を殺害し、現金七十留を奪つて逃走した。多分支那馬賊の仕事とは想像ついたものゝ、犯人の搜索は無効に終つた。此不幸によつてベカソフは意氣沮喪し、砂金場の經營をやめて、その管理を支配人に委し、自らはゼエヤ埠頭區の中心を去る。四五露里、ゼエヤ河左岸、俗にルンギンと稱する土地へ移住した。其處で何か仕事をやらうとしてゐたベカソフは、砂金場の北方に於ける朝鮮人の燕麥栽培の成績良

好なるを見て遂に農園を起さんと決心した。最初の三年、即ち一九〇六年、七年、八年の間に彼は露人労働者の力を藉り、最も完全な機械、トラクターなども使用して四〇デシヤチン二千四百平方サージエンを耕し、燕麥と大麥とを蒔いた。然し此試みは勞力の不足、農繁期に於ける労働者の労働拒否、旱魃、雜草繁茂の爲失敗に終つた。第四年目即ち一九〇九年ルンギンで農業を始めたことがゼエヤ地方に知れ渡るに及んで、ベカソフの處へ二箇の朝鮮人組合が土地、種子、農具をベカソフの負擔とし、勞力を朝鮮人の負擔とし、收穫を折半する條件で話を持込んだ。そこでベカソフは之等の組合一は三人より成り、他の一は五人より成るに二十九デシヤチンを與へ、同様の條件で土地の住民に八半デシヤチンを、又自力耕作を條件として露人に三デシヤチン四分の一を與へた。

其結果は次の如くである。

第一の組合は燕麥を九デシヤチン、朝鮮式に畦列に播種し、夏二度乃至三度の除草を行ひ、同時に畦間の地を脆くした。秋になつて見ると前年一布度の收穫もなかつた處に二百布度の收穫が有り、九デシヤチンから實に千三百八十三布度の收穫が有つた。一デシヤチン平均收穫百五十三布度半である。第二の組合は燕麥と大麥を二十デシヤチン播種した。但し土壤が堅いので、畦列畦ではなくバラ蒔でやつたが、其結果千七百十三布度の收穫を得た。一デシヤチン平均收穫八十五布度半である。

八デシヤチン半の地にバラ蒔をした露人は、四百九十七布度を收めた。即ち一デシヤチン平均收穫五十八布度である。最後に露人労働者が播種した三デシヤチン四分の一の收穫は百七布度、即ち一デシヤチンの平均收穫三十布度である。收穫が斯く多いのは家畜のために荒されたからである。

一九一〇年四十デシヤチンの土地は二人乃至九人露人を除いて朝鮮人によつて播種せられた。一

人の朝鮮人は、半分は森林によつて占められて居る處女地を(一)森林を開墾すること(二)處女林を耕作すること(三)收穫は全部自分のものとしてよいこと(四)食は一定の料金を拂つてベカンフ氏より支給を受けることを條件として借つた。カンギンの耕作方法は露人の方法と朝鮮人の方法との混交である。土地は最初露西亞の鋤を以つて耕し、次に掘り起し、土を碎き、深い溝を作る。種子は手握みで畦に蒔く。そして其後を足で踏みつけておく。燕麥が芽を出すと、夏の間二度乃至三度除草する。熟した穀物は一呎以内の及、約一アルシンの柄ある鎌で刈取る。刈取の時朝鮮人は不熟の穀物を刈取らぬやう注意し、如何に穂が少くても熟するまで之を放置する。

降雨の際、早く乾く爲、束を餘り太くしない。朝鮮人は一本の穂も残さぬやう綿密に拾ふを以て、刈跡の畑は實に綺麗である。

穀物は打穀棒で之を打つ。朝鮮人は農具の使用を好まない。せいせい鋤と篩位である。露人と朝鮮人の兩耕作法を比較するに、朝鮮人の露人のよりも優ることを認めない譯にいかぬ。

然し之を露人が應用するには多大の勞力と忍耐を要する。何となれば運送業、砂金採取業に慣れた露人は、骨折の多い農事勞働の習慣を失つたからである。

ベカンフの經驗は極東露領に大なる教訓を與ふるもの。此點に於て彼の功績は頗る大である。土地の農民は最初ベカンフの農場經營を見て、恰も變人の物好位にしか考へて居なかつたが、穀物が出來初め、利益が上るのを見るに及んで、今度は自分達も燕麥を蒔き始めた。夫迄は彼等は莫大の金を出して自分達の馬の飼料をブラゴウエシチエンスクから取寄せてゐたのである。或る農民の如きは一層良く土地を耕作する爲農具をベカンフから買つた。

黄人勞働の農業適用は、國家的見地から見て肯定的方面と否定的方面とを有する。何等農業に適しなと思はれる地方の住民に穀物蔬菜を提供すること及び地方に適する耕作栽培方法を露人が習ひ覺ゆることは肯定的方面である。多くの露人、特に朝鮮人村に挟まつて居る村の露人は朝鮮人の方法を採用し夏季數回の除草まで爲すやうになつた。朝鮮人の土地賃借及び農耕は移民として極東露領に來る露國農民にとつて競争の源を作り、延いて露人の極東殖民に明かに影響するを以て有害である。又朝鮮人は土地を虐待酷使するからいけない。彼等は自分の懐のみ勘定して土地から取れるだけのものを取り、將來を慮つて施肥をすること云ふことが無いから土地は忽ち瘦せて仕舞ふ。最後に露人地主は耕作を安價な黄人勞働者に委し、自分は一指を下すことなしに利益を得て居る爲に自然と墮落して行き、亂酒放蕩に身を持ち崩し、富むどころか反つて産を破る傾きがある。親の亂行は子供が之を見習ひ、斯くて將來極東露領の中堅たるべき使命を有する移民の道徳的頹廢肉體的衰退を來たす。之は吾人の到底堪ふべきでない。されば黄人勞働の農業適用の可否を比較計量して問題を解決するは當面の急務である。然し如何に急務なればとてその否定的方面のみを見て極端な禁止政策を執るは、百害あつて一利無いであらう。何となれば、それは一面黄人勞働者の極東露領に齎す種々の利益を失ふと共に他面、之迄彼等の力によつて經營し來つた露人農民を難境に陥れ、収入の激減或は破産を誘致するからである。

朝鮮人と露人との農業經營上の収益率の差は、若し朝鮮人勞働使用禁止令を實施せば極東露領經濟界に大影響を及ぼすであらう程に大きい。沿海州移民區の仕事を管掌するメニシコフ氏の計算によると、朝鮮人村の純粹農民の平均収益は、例へばカザケエウイチ村の如きは耕地一デシヤチン七留

五十四哥、又野菜栽培を行ふ郊外、例へばノウオキエフスクの郊外ヤンチヘ村の如きは畑地一デシヤチン十留四十一哥に達して居る。然るに露人村の農民の平均収益は例へばイワノフカ村の如きは耕地一デシヤチン三留四十八哥を越ぬ。而も朝鮮人の方法による土地耕作費が露人のそれに比べて高價なるは次の表によつて明かである。

春蒔穀物及大麥畑一デシヤチンの耕作費

掘返	七留五十哥	朝鮮人(カザケウイチエウオ村)	五留(二回)
播種	三留	露西亞人(イワノフカ村)	四留
除草	六留		七留五十哥二乃至三四回
刈取及結束	二留		四留五十哥
運搬	五留		二留
打穀及篩ひ	二十三留五十哥		五留五十哥
總計	二十八留五十哥		二十八留五十哥

露人方法により耕作される土地の収益の少ないのは此方法の應用が因をなして居るが故に、極東露領の農業に於ける黄人労働の減少を計るには先づ露人及び黄人の經營を出来るだけ同じ條件に置くを要すること、此表よりして明白である。

斯くて、黄人労働に關する諸問題の解決の場合と等しく、此場合に於ても亦先づ露人労働者を有する露人經營の發達を助長する漸進策を執つた後外人労働の禁止に移らねばならぬ。之が爲に農事試

驗地は土地の農作條件を研究し、氣候土壤に適合する穀種を試作し同時に政府は極東露領に對する露國農民の増加に銳意努力せねばならぬ。

又朝鮮人に土地を賃貸するの機會をなるべく少くする爲農村團體の決議によつて之を許すことにするの第一策である。然るに遺憾ながら、漸進策は一も行はれずして直ちに禁止政策の第一歩は踏出された。即ち一九一〇年六月二十一日の法律を以て官有地を外人に賃貸することは禁止された。既に法律となつて出たものは仕方なしとして、唯此上望むことは禁止が私有地に觸れないことである。若し私有地にも禁止策を及ぼさんか、其極東露領に於ける農業の全滅となることは必然である。極東露領に適應する農作法が科學によつて案出せられる迄は、風土に馴れた穀物、即ち黒龍州種、沿海州種の小麥或は燕麥が出る迄は朝鮮人及び支那人の農作方法無しでは駄目である。されば國家は科學に全力を注ぐを要する。農作法の科學的研究は植民と同時に、否新たに歐露から移住して來た者が黄人労働を藉ることなく自ら最良の方法を以て農作し得る爲に努力植民に先んじて行はるべきである。然らざれば再び現に南島蘇里地方に見るやうな状態を見るであらう。即ち徒手收益の悪影響の下に墮落種族して質實剛健の分子其跡を絶つに至るであらう。

尙ほ一九一〇年六月二十一日の法律は露國々籍の朝鮮人に觸れておかないに拘らず、彼等に對しても適用してゐるのは明らかだ。不法である。此曲解は速かに止めねばならぬ。此曲解を止めることには、利益を得るものは皆である。先づ當局は官有地を唯だ明けて置くこと、或は又他迄土地を虐待せねば、此まの外國々籍の朝鮮人の代りに露國々籍の朝鮮人に賃貸し得る利益がある。次に一般人民は比較的安價に日常必需品を得る利益がある。最後に窮境に居る露國々籍の朝鮮人も大助かりであ

朝鮮人は到底露人にとつて耕作不可能な瘦地と雖もよく耕作して相應の利益を擧げ得る能力あるを以て、彼等には此種の土地を含んだ區域を賃貸した方が得策である。朝鮮人は巧みに森林を伐開き、木の根を去り、石を取除き、水溜を乾かす。露人の移民は朝鮮人が開墾した所に土著し、朝鮮人より小舎を買入れ、第一年を其小舎に送り、第一回の收穫後露國式の家屋を建築するのが普通で、ニコラエフスク附近では特に然りである。

朝鮮人を林地開拓の先驅者として利用する考へは、別に新しい考へではない。朝鮮人がポセツト區から北方へ移りたいと申込んだ時、既に彼等の林地開拓の手腕を知つてゐた移民局は大いに之に乗り氣になり、移動計畫まで作成した位である。不幸此計畫は地方最高官廳の朝鮮人に對する否定的見解の爲めに實現せられなかつたが、一概に棄てたものではないと思ふ。現に朝鮮人兵役の如きは實行されてゐる。今其要點を示せば次の如くである。

- (一) 露國々籍の朝鮮人の一割を限度としてポセツト區から北方への移住を許可する。何となれば無制限に移住を許す時は、殆んど皆が移住することになり、將來漸次露人移民によつて移住せらるべき地區の經濟狀態に悪影響を及ぼすからである。
- (二) 朝鮮人移住地域を特に村落から遠く距つた所に設定する。
- (三) 分配地面積を一人一〇乃至一二デシヤチンに増加する。
- (四) 朝鮮人に兵役を課する。
- (五) 朝鮮人に露語の義務教育を施す。

(六) 露國々籍取得の手續を簡單にする。

ニコラエフスク區移民局長ウラシエフ氏は更に一步を進め、一九〇五年後期の報告書中に、移民區劃定地に既に外國々籍の朝鮮人の自由村の存する事實を記し、此自由村を潰すことの甚だ困難なことを説明した後、之が對策として次の計畫を立てた。(一) 移民區劃定地に朝鮮人が無斷で占據し居る場合該土地の取上げは露人移民の到來時迄延ばし、夫迄は何時にも立退くを條件として其土地を賃貸すること。(二) 折角朝鮮人が開墾した土地又其土地に栽培し居る穀物野菜或は建物諸設備を無代償で取るが如き不道德の傾向を防止する爲、移民をして移民局の仲介を至て之等の朝鮮人の財産を買はしめること。但し所要の資金は移民局が低利融通すること。(三) 立退いた朝鮮人をして更に一層隔遠の地に、移住後三年乃至五年の後は何時にても立退くを條件として、新地を選ばしめること。

此計畫は一九一〇年六月二十一日の法律と脊馳するを以て適用することは出来ない。然し前者と共に露國々籍の朝鮮人をポセツト區から黒龍州に移住せしめる時、又彼等に移民區の一部を賃貸する時の重要な参考となるものである。勿論此計畫の實施上の詳細は専門家の研究に俟たねばならぬが根本原則は此儘で良しと思ふ。次にニコラエフスクに於て見る如き、勝手に官有地に移住し居る外國々籍の朝鮮人に關しては、彼等の齎す利益と彼等の善良な性質を考慮し、須らく露國々籍を與ふるを以て最良の策と思ふ。

此問題は非常に複雑であるから以下解明しよう。

移民區の賃貸は少しも法律に反して居らぬ。何となれば法令輯覽第九卷移民規則特別附則第一七五條により沿黒龍國財廳は移民區より收入を得る爲、移民來着の時は直ちに立退くを條件として該

區を貸貸用益する權利を有して居る。他方露國々籍の朝鮮人を庇護して可なる理由が有る。それは彼等が同化に富むことである。朝鮮人は黄色人種中性質最も柔弱で、強者と見れば直ぐ降服する事大主義者、無抵抗主義者である。彼等は又その接觸する一切の者を模倣する癖がある。故に若し政府が一寸でも力を注げば彼等は容易に露西亞化して仕舞ふであらう。

第六章 朝鮮人の同化

事實は何よりも雄辯である。露西亞に移住した朝鮮人は直ぐ露西亞風になる傾向が著しい。地方官憲が彼等の此傾向を助長し、利用しないのは其無見識もまた甚しい。朝鮮人の同化傾向は露人と絶えず接觸する地方に於て特に著しい。之に反して朝鮮人と接觸する地方に於ては絶えず朝鮮からの新入國者の流入が祖國と彼等との連絡を保ち、同時に祖國の風習保存上彼等に影響するを以て、同化傾向は殆ど無い。

黒龍州の砂金場及び大中心地ニコラエフスク、浦潮の朝鮮人は同化傾向甚しい。彼等は好んで露國の服裝を著用し、大抵は露語を解し、讀み書きの出来る者も澤山居る。

學齡の兒童は露人の學校に通學し、露語を習得すること甚だ速く、成績頗る優秀、席中の上位を占める。彼等の中修學を續けて中學、大學其他の専門學校に入る者は澤山居る。中には又卒業後生國に歸つて先生になる爲師範學校に入る者もある。高等教育を受けて沿黒龍地方に歸つた者は、或は官廳或は商館に就職し、或は請負業、商業其他の職に従事する。

露國民たらんとする欲求は非常に強く、浦潮、ニコラエフスク、蘇城、エカテリンスキイの朝鮮人は露語を習得させる爲争つて自分達の子を露人の家庭に入れやうとする。ツアデミでは朝鮮人が露語夜學校を開いて居る。

ポクロフスキイ教會主ポポフの話によると、或る朝鮮人の家庭で母は子女の露國式教育に反對したが、父は之を聞かずに断然露人の家庭に入れ、母の子女訪問を極く稀にしか許さなかつたといふこ

とである。

第七章 ブラゴスロウエンノエ村の状況

朝鮮人が都市に比して孤立的に住んで居る村落では、同化の傾向遅々として居る。此點最も特色あるは、ブラゴスロウエンノエ村である。朝鮮を離れること遠い此村は、同國人と直接關係なき朝鮮人の露國化が如何に早いかを示す好箇の例として甚だ興味がある。此村を視察して直ぐ眼につくものは、老人と青年との差異である。移住後生れた者はその外貌露人によく似てをるが老人は全くの朝鮮人面をして居る。一般に此村は露國風と朝鮮風の融合である。低い家屋は露國風の戸窓を有する。窓は二重窓であつて、屋根は藁で蔽はれ、小露西亞の農家を思ひ出させる。家屋の側面には煙突がある。此煙突は家屋の床下を暖める温突の連続である。村には亦純露西亞式の家もある。一體に村民は露西亞式の家を好む。家は綺麗に掃除された構内に在つて、廣い菜園で取巻かれて居る。家の内部は數室に仕切られ、各室は秩序整然、壁は白墨に塗られ、床には筵が敷かれてある。寢室と婦人室には家具は殆んど無く、隅の方に支那風又は日本風の蒲團を置くのみである。他の室には種々の家具が有り、壁には彩色繪露國皇室の肖像畫、曆、寫真などが掛けられてある。一九一〇年の第一回朝鮮人兵役を勤めた者の寫真は到る處に見受けられる。

村民の生活基調は大體まだ朝鮮式であるが、今や此點に於て一八七一年に此處へ來た朝鮮人と此處で生れた朝鮮人との間に衝突が有る。前者は希臘教に改宗し、露語を話し、露國の服裝を著用するけれども舊慣を尊重し、後者は露化主義を主張する。後者は、今では前者よりも其數多く、皆露語を話し、露國の服裝を着け、反つて朝鮮語を解せず、兵役に就くを喜ぶ。唯然し彼等には老人を尊ぶ風が有るので、

正面衝突をせず、漸次的に目的を達しやうとしてをる。官憲は這般の事情を考慮し、慎重な方法で青年の運動を助けるのが至當であると思ふ。今のところ青年團は少女學園を開設することだけに成功した。之は露化主義を擴める上に極めて重大な意義を持つて居る。由來朝鮮婦人の家庭に於ける地位は極めてひどいものである。朝鮮人は女性を動物視する。妻は専ら男子の所屬物で、單に子孫を生む道具。下級社會では此外、一の勞働力たるに過ぎない。女子教育は下級社會では全く無い。中級、上級に至つて漸く讀書を習ふのである。その代り年少より女子には柔和、貞節の觀念が注入される。女子八歳になれば特別の部屋に起居し、其處へは男子は入ることが出来ない。又女子は街道を行く時は覆面するを常とする。女子の部屋は不可侵である。

朝鮮では女子部屋の窓を覗いても不禮とせられる。煙突掃除人が女子部屋の窓近くの屋根へ登る時は大聲を出して豫め其事を知らせることになつてをるが、これ窓覗きの嫌疑を避ける爲である。

斯んな地位にある爲朝鮮婦人は露國に來ても全く其習慣を保持した。服裝、言語、男子に對する態度依然として變らない。矢張り重い物を頭上に載せて運び背に子供を負ふ。通行人と出會へば道を譲り、話する時は頭を垂れる。都會では稍開け、自由に街道を散歩もすれば、店舗にも入つて必要の買物をする。然し田舎では今云つたやうな有様である。露人と朝鮮人と結婚するやうなことは殆んど無い。若し之をやれば露化は迅速に行はれるであらうが、老人連は之には反對で、多額の費用をかけてわざ／＼遠隔の地から息子の嫁を連れて來るのが常である。ブラゴスコウエンノエ村で著者が最も露化した朝鮮人の一青年を訪ねた時、彼の妻は姿を著者に見られぬ爲、決して部屋に入らず、僅かに戸を明けて食事を差入れた。之を以て見ても、ブラゴスコウエンノエ村の少女學園の開設が如何に困難であつた

かは略々想像せられる。此村の青年等は小女學園の開設と共に朝鮮人の露化が完全に第一期に入つたと信じて居る。何となれば、次の時代の母となるべき少女が露語を話せば、やがて彼女等が生む兒童は生れ始めから露語を話すやうになるからである。現今學齡前の兒童が露語を知らぬのは其母が露語を話さぬ爲である。

少女學園は老人側と青年側と互讓の結果、一九〇九年に開設せられた。定員五十名であるが目下三十名の生徒が居る。學園建築費は千八百九十留を要した。維持費は文部省之を負擔し、學校と教師の住宅との暖房費は村が之を負擔する。村には此外、定員百名の男子小學校があるが、入學希望者多く遺憾ながら定員外は斷つて居る。此學校の設立費は四千五百留を要した。此内五百留はブラゴウエシチエンスク教區の寄附である。學校は維持上の諸般のことは主として評議員會で決せられる。教員は少女學園の方も男子小學校の方も共に、露人で此外以前之等の學校の學生であつた朝鮮人が助教員をやつて居る。生憎暑中休暇で著者は教員にも助教員にも會ふことが出来なかつたが、助教員の學校友達で現在村役場の書記を勤めて居る朝鮮人の著者に書いてくれた文書の書き方によつて判斷するに、教授の成果充分であることは一見して分る。一般にブラゴスコウエンノエ村の青年は智識慾が非常に發達して居る。彼等の間には露都大學の文科生も一人居り、ブラゴウエシチエンスク及びハバロフスクで官途に就いて居る者も若干名有る。

ブラゴスコウエンノエ村には二箇の教會堂がある。一は古びて用を爲さず、今は禮拜は、之と並んで建てられた新教會堂で行はれる。後者は一九〇八年に二萬四千留の經費を投じて建てたものである。教會には露人僧一名と朝鮮人の執事一名とが居る。該僧の云ふ所によると、朝鮮人の希臘教に對する

態度は全く形式的である。成程儀式は行はれ、戸毎に聖像は有る、或る朝鮮人は家へ入る時は十字を切る。然し彼等は聖像のある部屋の中で平気で帽子を冠つて居る。又朝鮮人の中では希臘教と共に沙漏教も旺んに行はれる。特に老人の間に然うである。そこで去年露人僧と村の青年と一緒に信徒に對し運動した結果遂に沙漏教の禁止に成功した。其勢で該僧は希臘教青年會を組織し、寄附及び會員の會費を以て會員相互の希臘教信仰、宗教智識取得に資することにした。會の規則は恰度著者がブラゴスコウエンノエ村に居た時作られたが、入會する者非常に多かつた。若し村の朝鮮人が會の利益を自覺する時は會の財政は安固なものとなるであらう。何となればブラゴスコウエンノエ村の村民は皆相當の財産を持つて居る。今村の一般物質的狀態を示せば以下の如くである。(一)各種建物約十萬留(二)農具家具類三萬五千留、家畜約八萬留、即ち二百四十四戸として毎戸平均九百留の割である。村が斯く裕福なのは朝鮮人が農耕に巧みな爲収益多大であるからである。然し生産物主として燕麥の常得意まだ無い爲毎年彼等は生産物の販路を索めねばならない。そこで彼等は自家製の舟に燕麥を載せてハバロフカへ出掛ける。此舟は途中で屢々沈没する。一九〇九年ハバロフカ仕向の燕麥四萬布度の中二千布度は斯くの如くにして途中で失くなつたのである。

ブラゴスコウエンノエ村には、露國々籍の朝鮮人以外に外國々籍の朝鮮人が二十八戸有る。彼等は自分の土地は持たぬが、共同分配地を用益して居る。彼等は一八九五年以來此村に土着した者で大抵家族持である。或る家族の如きは十七人も居る。彼等は露國々籍に入る爲、之迄何度も總督に請願書を提出したが未だに聽入れられないのである。

一九一〇年外國々籍の朝鮮人は立退きを命せられるといふ噂が傳はるに及び、彼等は再び同様の請願書を提出したが一九一〇年八月著者が此村に來た時、未だ許可を得てゐなかつたので村の大問題になつてゐた。勝手に土地を占領した外國々籍の朝鮮人は、親戚に當る老人連の支持によつて土地の分配問題を有利に解決しやうとし、有らゆる集會に於て老人連の肩を持つ。而してこれが青年連の新計畫を阻害すること多大である。故に若し彼等を露國々籍に編入するとしても、他の地へ遠ざけることをその條件とするを要する。然らずんばブラゴスコウエンノエ村の露化は彼等の爲に其速度を弱められるであらう。

概してブラゴスコウエンノエ村はその露化傾向によつて著者に好印象を與へた。若し此村がより以上に露化しなかつたとすれば、それは露國當局の罪である。村の創立以來最初の二十五年間に於て、當局は朝鮮人同化上何事をもしなかつた。一八九五年始めて同化方針を執る必要を感じ、若干の露人移民を此村に移住させる計畫を立てたが、之れも單に計畫だけに止まり實現されなかつた。國家の利益と云ふ點から見ても同化問題を等閑にしてはならない。當局は、或は希臘教青年會に金銭的補助を與へ、或はブラゴスコウエンノエ村の産物輸出を便ならしめ、或は村に診察所を設置して一週一回でも露人醫者を其處へ出張せしめ、以て同化を助ける必要がある。醫者は最も必要である。現に一九一〇年朝鮮人は日本人の醫者を招いて夏の間村内に寄に居住させ、患者を診察させてゐた。之は沿黒龍踏査隊員ザクレンスキイ氏によつて偶然發見された事實である。尙ほブラゴスコウエンノエ村の朝鮮人に之等の援助を與へるに就ては、よく彼等の性格を知り、彼等の言葉に通ずる監督者を村に置くを要する。

朝鮮人は事大主義の人間であるから、傍に居て嚴に監督しないと、直ぐ他の強い者に服従して仕舞

ふ、日本人の多くは彼等の此弱點を呑込んで隙さへあれば自分等の勢力下に置かうと努め居るを以て油断がならない。現に一九〇八年、日本政府の補助を受けて居る一進會の會員李某なる者此村にやつて来て學校を開き、朝鮮支那文字等を教へたことがある。此學校は場所不定で轉々したが一年課程の無料、十二歳以下の生徒八名を教育しただけで、一九〇九年行政處分に依り閉鎖された。

第八章 ポセツト區に於ける朝鮮人村

ポセツト區に於ける朝鮮人村から受ける印象は全く此反對である。露化傾向は極めて微々たるもので、此處を通る者は誰しも露領といふよりも寧ろ朝鮮と云ふ感を抱くであらう。男は白の上衣に白の太い長い股引を着け、頭髮を結び、其上に圓筒形の帽子を冠る。女は白の上衣に純綠色の股引を着け、胸を出し、何も冠らぬ頭の上に大きな品物や水甕を載せて歩く。女は背に小兒を負ふ時と雖も直立の姿勢を保つて居る。途中出會ふ二輪車は大方牛車であつて、馬車は稀である。牛は多くは搾乳に用ひられず、勞働に用ひられる。牛に乗つて行く朝鮮人も再々見受けられる。

朝鮮人の田畑は粟、燕麥、玉蜀黍、蕎麥、大豆を栽培し、多くは自家用である。朝鮮人の好む唐辛子も播種せられる。都市に近い村落には野菜畑が多い。露西亞の所謂村落はない。散在して居る人家を綜合して之を村落と云つて居る。然し農を營むに難く、草刈り、漁撈或は運搬を業として居る所では露西亞式の集團的村落を作つて居る。

ポセツト區の朝鮮人には金持は少い。これ近年收穫少く、分配地亦狭少なるによるのである。それにも拘らず、學校校舍、村役場、寺院は頗る立派である。生活の基調は純朝鮮式で、大抵は露語を知らず、舊慣を保ち、妻を家に押込め置き、公では希臘正教なるに拘らず、内々沙漏教を信じて居る。

朝鮮人は内密に秘密結社をつくり、その親玉を互選し、勝手に裁判を開き、判決を下し、刑を執行して居る。

一九一〇年の秋、ウオキエフスク村の警官は三人の若い朝鮮婦人の死體を發見した。一應調べ下

見るとそれは既に失踪した一青年朝鮮人が殺したのだと云ふことであつた。間もなく殺したと云ふ青年の溺死體も川で発見されたので死體を檢查して見ると絞殺された上川の中へ沈められたことが分つた。そこで尙調査を進めた結果該青年が附近の三人の女と通じたのをお多福の女房が怒つて秘密結社に密告したので到頭裁判になり、結局四人が死刑に處せられたのであることが分つた。

此地方は教育熱旺んで、大なる村には男女小學校がある。小學校以外に秘密の塾もある。教師は師範學校を卒業した朝鮮人がやつて居る。生徒は學問を好み成績は良い方である。

宗教は希臘正教を信じて居るが外面的儀式的である。されば僧侶が朝鮮人を心の底からの正教信者とするには、根氣よく訪問して種々信仰談を交へ漸次信仰の道に導くを要するを以て、非常に骨が折れるのである。

遺憾ながら正教傳道の使命を帯びた者は必ずしも此骨折の仕事に身を捧げる者ばかりではない。大抵は傳道を收入の一方便位にし考へず、又進んで朝鮮語を覺わやうともせざるを以て成績は上つてゐない。但し往年、ボセツト區アヂミイ村教會の主を勤めて非常な感化を及ぼしたアウエルキイ僧正は例外である。此人は吾等の老父と呼ばれて今も尙敬愛讃仰せられてゐる。

第九章 浦潮に於ける朝鮮人

浦潮に於ける朝鮮人居住地として、一八九三年朝鮮人町なる一區が設定せられた。現在の朝鮮人町は極度に狹隘汚穢で、其衛生状態は支那人町と同斷である。あの潔癖性の朝鮮人にしては誠に不思議なことである。

朝鮮人町には朝鮮に於ける日本の政治に對し不平を抱く徒輩も居れば、朝鮮に居ては命の危い亡命客も居る。露國々籍の朝鮮人の金持も居れば、勞働者も居る。中には又親日派も居る。

一體に朝鮮人は政治を好み、親日論者と排日論者の論争は盛んに行はれる。露國の政策も亦朝鮮人間の論題となる。殊に最近季藩允外七名の對日復讐煽動者がイルクツク州に放逐されたこと、及び浦潮發行の朝鮮新聞が對日武装蹶起に關する記事を載せた廉で發刊停止を喰つたことは大變な論議を起した。而して放逐された者が全部浦潮憲兵隊の密偵なること明かとなるに及んで彼等の不審は益々深くなり、ポーツマス條約には表面に現れて居る條項以下、朝鮮人放逐上の露國の義務を規定する秘密條項が有るのだらうと云ふ説をさへ生ずるに至つた。

著者が朝鮮人町を訪ねた時露國々籍の朝鮮人リヨフ、ペトロウイチ、崔氏に會つた。之は浦潮在留朝鮮人の代表者で、官憲は何か重要な事が起る時は毎も彼と交渉することになつて居るのである。勿論代表者と云ふものゝ別に代表せらるべき朝鮮人の機關が有るわけではなく、唯一八七二年放アレキサンドル、アレキサンドロウイッチ太公が浦潮へ來られた時露國々籍の朝鮮人を代表して歓迎の席へ出たのが始まりで代表者といふことになつてをるのである。

崔氏の好意で著者は詳しく朝鮮人町を視察し、有識階級と會談するの機會を得、彼等の意見を聴くことが出来た。

之等朝鮮人の口から出る言葉は、悉く露國政府の對朝鮮人策に對する不平不満であつた。極東露領の朝鮮人は皆な露國の爲を思ひ、忠良なる露國々民たることを欲して居るのに、露國官憲は一種の疑ひを以て我等に對して居る。之は日露戦争の際特に甚しかつた。當時露國陸軍は我等露國々籍の朝鮮人を用ひずして京城あたりから偶然やつて來た朝鮮人ばかりを用ひた。我等をして云はすれば之は露國側の由々しき遺算である。其證據に見よ日韓併合後、京城朝鮮人は事々に日本に屈從し阿諛するも、我等の出身地たる北韓地方、特に平安道に於ける朝鮮人には此事が無い。而して我等は無論北韓派なるに拘らず露國政府が疑ひの眼を以て見るのは甚だ解せぬ話である。露國政府は寧ろ大いに我等を利用して北韓方面に勢力を伸ばすべきではないか」と彼等は云ふ。

著者は彼等と同意見である。政府は須らく京城派と軋轢する平安派及び在露朝鮮人を援助して將來朝鮮進出に資すべきである。而してそれには先づ在露朝鮮人を結束する爲、彼等をして民會を組織させることが必要である。既に彼等自身から民會組織の請願あるに拘らず、支那人ばかりに民會を許して彼等に許さざるは不公平である。これ徒らに親日派朝鮮人に排露宣傳の糧を與へ、延いて對日抵抗力を微弱ならしむるものである。

況んや民會組織と云ふも事新しく組織する必要は無いので、既に彼等の間には秘密團體作られ居るを以て、唯だ此既成團體に民會なる名稱を與ふれば足るに於てをや。現に此秘密團體は一九〇九年露韓學校を設立し、露語と朝鮮語で六十二人の男子と十九人の女子を教育して居り、東洋學院朝鮮語

教授ボンドヌクイン氏を名譽學監に戴いて居る。

尙ほ民會組織の外、朝鮮人の希望する所は農業學校及職業學校の開設、傳道事業の改善、露國々籍の朝鮮人の分配地増加、日韓合併前に移住せる朝鮮人に對する露國々籍附與である。朝鮮人町の有識者は之等の方策を以て在露朝鮮人の露化上極めて必要のことであると著者に力説した。

之を要するに、朝鮮人は黄色人種中最も露化し易い國民である。或者が彼等を目して慢然同化しない國民とすることの虚偽は既に述べたる諸事實によつて明白である。されば政府は徒らに彼等を有害分子として見ることをやめ、須らく朝鮮人教育事業を興し、朝鮮人に露國々籍を附與し、朝鮮人に兵役を課して、之が露化に直往邁進すべきであると思ふ。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

第十章 朝鮮人の教育事業

第十章 朝鮮人の教育事業

朝鮮人露化策として第一に政府が着眼せねばならぬのは彼等の教育である。元來朝鮮人は露人學校に兒童の通學するを妨げないのみならず、學校の開設、維持の爲には喜んで多額の寄附をする。朝鮮人の教育程度が沿黒龍地方の露人のそれに比べて高いのは誠に故あるかなである。話の序に云つて置くが後貝加爾州の教育程度の如きは沙汰の限りで、アルゲン河沿岸の哥薩克兵村では目に一丁字ある者殆んどゐない。故に沿黒龍踏査隊がアルゲン河の水面高度の變化を知らうと思つても、その書き手が無いので到頭出来なかつた位である。之に反し朝鮮人は何うかと云ふに、凡そ彼等の村で學校の無い村は一つもない。時には一村に二校有ることもある。朝鮮人は教育には金を惜まない。教育當局から貰ふ金では足るまいと云ふので、彼等は共同資金の中から三百、五百といふ金を教員に出す。従つて優秀な教員が得られる。校舎の如きは國庫及び布教使館からの建設費補助が僅少であるに拘らず實に立派で、何の村へ行つても一番目に立つものは學校である。學校の立派といふことは兒童に精神的感化を與へ、彼等をして入學心を起さしめ、延いて教育の普及となるを以て、極めて重要なことである。されば朝鮮人は思ひ切つて校舎を立派にする。一九〇七年アジミイ村に造つた教會學校に一萬六千留をかけたなどは其一例である。

此學校は二階建てで男子部女子部の二教室を設け、教員室、兒童遊戯場の設備がある。教員は師範卒業の露國々籍の朝鮮人で、大抵は土地出身であるから兒童もよく馴れ、兩者の關係至極圓滿で、教員が露人である場合に見受けるやうな兩者の關係の冷淡と云ふことがない。加ふるに學齡までは、露語を話さぬ兒童の教育なれば此點に於て朝鮮人の教員は理想的と云はねばならない。

全體で、極東露領の朝鮮人間には布教使團所管の學校が二十ある。此生徒數男八百十六人、女四十六人、此外文部省所管のものが三ある。之等の學校の大多數は南烏蘇里郡ボモット區に存在する。

以上記述するところに依つて政府の執るべき方針は自ら明かである。朝鮮人には教育施設の必要を宣傳する必要は無い。彼等は既に充分これを了解して出来る限り學校を建てて居るのである。唯だ彼等の心配する所は農作不良の如き場合に於ける維持の困難であるから、斯かる場合政府は充分の補助を與へてやらねばならぬ。又政府は女學校の開設を奨励せねばならぬ。

既に記した如く、女子教育に就ては朝鮮人内部にまだまだ反對の聲が高い。然し先にも一言した如く朝鮮人露化の上から見てこれは最も肝要のことである。現在極東露領の朝鮮人女學校としては僅かにブラゴスロウエンノエ村とアジミイ村とに一つ宛在るのみ。以前は此外ヤンチーへ村にも女學校があつたのであるが、女學校の露人女教員が不行跡で、親達は此女の悪感化を恐れ子女の通學を止めた爲、到頭自然閉鎖となつた。故に當局は今後女學校を開設するに當つては直接局に當る者の人選に充分の注意を拂はねばならない。

第十一章 朝鮮人間の布教使

朝鮮人の教育と密接の關係を有するものは布教である。初めて南部烏蘇里地方の朝鮮人布教の必要を感じたのは、大僧正インノケンタイ、イルクローツスキイ(後のモスクワ大管長)である。

一八六〇年代此人の努力によつて、ノウゴロド灣附近の朝鮮人は基督教を信仰するやうになつた。一八七〇年代になつて布教の體制整ひ、朝鮮人の教區も二、三出來た。朝鮮人の信徒増加するにつれて、寺は續々建立せられた。

一體に朝鮮人は寺の建立に金を惜まない風がある。寺の建立と同時に布教所も開かれ、其數九箇所に達し、信徒の數年増加したが、然し心からの基督教の信徒は遺憾ながら甚だ少ない。露國に籍を取得するには先づ希臘正教に改宗せねばならぬと云ふ規則が以前あつたので、大抵は露國を籍取得の方便として改宗したのである。

尙ほ布教僧が自分の布教成績を良くして出世の道としやうと云ふ野心も朝鮮人の基督教信者激增の一因を爲してゐることは想像されぬでもない。

布教僧は洗禮を行ふ前に、先づ朝鮮人に對して、眞の信仰も無いのに洗禮を受けるのは罪惡であることを説明し、基督教に改宗しても國籍を與へることは無いことを豫告するに拘らず、朝鮮人は眞の信仰あつて基督教に入るのであると云ふから、洗禮するのであると云ふ。或は然うかも知れぬが、然し正教徒朝鮮人の生活は全然正教式ではない。現に或る僧侶は著者に朝鮮人の正教徒たるは唯名ばかりである。彼等が好んで寺を建てるのは唯露西亞に忠誠の意を表示するために止まると云つて居る。

一九〇九年の正教布教會浦潮教區報告書には、朝鮮人はまだ本當の正教徒ではない、彼等の生活には沙滿教其他異教の風習が發つて居る。彼等は明確なる宗教意識を缺き、教理に通せず、祈禱の意義を知らないと書いてある。

朝鮮人は禮拜には特別の日に限つて來るが、それも男が多い。生れた兒を洗禮のために寺へ連れて來ることはない。布教使の強制により、或は子供が學齡に達した時に初めて洗禮するといふ風である。ザナドゥオオロオ村を去る十一露里の處に在るアムボ、ピラ村には二十年、二十五年前に洗禮を受けた露國々籍の朝鮮人十一戸ある。彼等は戸籍面では正教徒であるが、妻子は佛教徒である。結婚式は數年の共同生活の後に行はれ、今でも早婚である。葬式は殆ど行はれず、死人は沙滿の教へる所に密かに埋める。故に村内には墓が非常に少ない。懺悔式を行ふ者も少ない。統計に依ると正教徒總數の二割八分五厘を超へぬ。例へば一九一〇年沿海州の朝鮮人正教徒男子五千九百五十五人、女子四千二百八十二人中、懺悔式を行つた者は僅かに男子二千十一人、女子九百六人に過ぎない。

以上の事實は正教會の見地よりして朝鮮人の洗禮が如何に望ましいか、又一旦正教徒となつた朝鮮人が事實異教徒たらない爲にはまだ幾何の努力を要するかを示すに充分である。

遺憾乍ら布教使は大抵餘り人格がよくない。彼等にとつては布教は目的ではなく、收入を得るための手段に過ぎない。故にその布教事業たる全然形式的で、朝鮮人に何等の感化も與へ得ないのである。此悲しむべき現状より脱する唯一の道は、修業を積んだ人格優秀の僧侶を布教使とするにあると思ふ。又布教使は朝鮮語の智識を持つ必要がある。現時の布教使で朝鮮語を知つて居る者は殆んど居ない。朝鮮語科のある宗教學校の設立は此點より見て急務である。

朝鮮には北米合衆國の長老派の布教が盛んである。今や彼等の手は浦潮にも及んで居る。浦潮憲兵隊の調査に依ると同地には多數の信徒を有する朝鮮人の長老派僧侶一名居ると云ふ。又、ラズドリノニ、ニコリスク、ウスリスキイ、ハバコフスク、蘇城の朝鮮人中にも長老派信者を見受けると云ふ。正教派は此際緊禪一番せねば長年築き上げた地盤を彼等に取りられて仕舞ふであらう。念の爲めに一言して置く。

第十二章 朝鮮人に露國々籍を與へる事に就て

教育宗教の助けによる朝鮮人の露化策と關聯して大なる意義を有するは彼等に對する露國々籍附與の問題である。日露戦役後、本國を失つた朝鮮人が露國に改籍しやうとするのは無理もない話である。彼等の或者は露國に二十五年以上も居住し、或者は露國に生れて、全然朝鮮を知らない。

地方官憲の冷淡な態度も朝鮮人の此改籍の傾向を冷ますに足らず、國籍取得の請願は四方より提出せられた。同時に彼等は又有らゆる機會に露國に忠誠の意を表示することを努めた。日本の朝鮮合併は國籍取得請願の數を更に非常に増加した。

極東露領在留朝鮮人は團體を作つて請願運動を始めた。此時の統計に依ると、露國々籍取得を欲する者は全體で三萬人に達した。請願提出に先だち沿海州朝鮮人部落の代表相會して、決議書を作り、浦潮の正教事務所書記ボリヤノフスキイに差出した。

日本の朝鮮併合と關聯して起つた極東露領在留朝鮮人の改籍請願運動の事實は、一見して考ふる所よりも遙かに重大なる意義を有するものである。彼等の此運動は、彼等にとつての現在の大危機に際し露國政府が速に決定的態度を示さんことの希望及び露國政府の決定的態度の如何によつて今後の方針を定めんとする決意の潜めることを看取しなければならぬ。

朝鮮人の此決意は當然である。何となれば露國の政策は總督の變るに従つて種々變化し、コルフ、或はウンテンベルグの如き朝鮮人に排斥的態度を執る總督が居るかと思へば、又ドウホフスキイ、或はグロデコフの如き朝鮮人保護を主義とする總督も居り、殆んど一定しないからである。

極東露領最高官憲に異動の行はれた此際を期し朝鮮人の問題に就いて確固たる定見を立てることは最も必要のことである。著者の考によれば朝鮮人の素質より見て、又極東の現勢より見て朝鮮人に露國々籍を附與して可なりと思ふ。

朝鮮人は既に言へる如く、露國にとつて有用の分子である。彼等の土着せんとする欲求、農耕の特徴が極東露領に害を及ぼすにせよ、それは監督を忽せにする地方官憲の罪である。朝鮮人の土着性と林地開墾の技能とは國家に利益以外何物をも齎らさない。若し適時に之に意を用ひて居つたならば沿黒龍地方は現在の如きことはなく、到る處良田を見延いて露國移民を誘致したであらう。朝鮮人の耕作はその土地の生産力を悉く搾取するからいけないと云ふ、成程これはいけない。然し此現象は外國々籍の朝鮮人の地位の不安定に基いて居ることを知らねばならぬ。彼等には將來も長く現に土着し居る土地に留まり居ること出来ることの自信がないから、何うしても土地を愛する觀念を生じない、従つて土地酷使の風習が發達するのである。

若し適時に露國々籍を附與して置いたならば決して斯うではなかつたらうと思ふ。此考へは露國々籍の朝鮮人の耕作と、外國々籍の朝鮮人の耕作とを比較して見れば直ぐ分ることである。

次に朝鮮人は同化しないとの非難があるが、之は實際に合致しない言ひ分である。現今露化した朝鮮人は相當の數に達するが、之は彼等が自然と露化したものであつて、露國政府が朝鮮人の露化政策を施した結果出て來たものではない。何等の同化策を講せずして、同化しないと非難するは無理である。著者は寧ろ彼等の露化傾向甚しきに驚かざるを得ない。

第十三章 朝鮮人と兵役

朝鮮人は性柔弱、無抵抗主義者、事大主義者なれば戦争の際に於ては不良分子である。彼等は露國の方が敗戦すれば直ちに敵側に加擔し日本或は支那の勢力の先導者となるであらうと考へる者有るが此考へは根柢を有しない。ハバロフスク所在西比利亞第二十三狙撃隊長マンドルイキ大佐の意見によれば、朝鮮人は兵としては餘り良い方ではないとのことであるが、僅か一回の兵役経験で、斯く断じ去るのは何うかと思はれる。

マンドルイキ大佐の許可を得て余は兵役中の朝鮮人を訪問し、好印象を受けた。彼等は兵役前知らざりし露語を話し、平生の習慣に似ず直面して應答する。動作中々活潑である。朝鮮人の中には兵役を忌避する者もゐないではないが、之は極めて稀で、大抵は兵役義務を以て朝鮮人を他の露國民と同一視する證據と見做して居る。日本の朝鮮併合以來、朝鮮人の敵愾心は勃然として起り、何時かは此國辱を雪がんものと大いに武を養ふの傾向を生じた。此傾向は、子供等にも及び、ノラキエフスク村の如きは小學生徒が少年軍隊に加はるやうになつた。

斯かる風潮なれば日本側の對朝鮮人宣傳は恐るるに足らない。無論極東露領に居住する朝鮮人の皆が皆まで親露的であるとは云へぬが、多數は日本嫌ひであることは確かである。若し露國政府が此風潮を利用して、大いに彼等を保護し恩惠的施設を行へば、彼等の中の親日論者が年々減退するは期して待つべきである。最後に、朝鮮人と支那人との關係は最も否定的である。支那人は朝鮮人を利用して、カネはかた考へるのを、朝鮮人は支那を毛虫のやうに嫌ふ。企業主が支那人労働者を雇ふ時、朝鮮

人が労働を拒絶することは往々有る現象である。

第十四章 朝鮮人間に於ける日本人の活動

將來朝鮮人間に日本の勢力を扶植せんとする企圖現れること無きにしもあらず、故に官憲は朝鮮人を充分監督し適時に危険を豫防せねばならぬ。斯かる宣傳は現に行はれて居る。一九一〇年九月朝鮮人の一僧侶の家宅搜索を行ふと、鐵道及港灣労働者會の印章ある朝鮮語の印刷物が發見された。露文に翻譯して見ると、夫は(一)朝鮮人労働者の相互扶助の勸誘狀、(二)該僧侶宛の信任狀、(三)該會の規約であつた。そこで之等印刷物によつて審問した結果、該會は親日派の機關たる一進會の一部であることが判明した。今一つの例は日本人が朝鮮ばかりでなく、外國に於ても朝鮮人の同情を買はうとして居ることを示すものである。浦潮の朝鮮人町に學校が開設せられた時、浦潮の日本總領事館の書記生は親しく之を訪問して詳細に視察し、その教育方針を知つて七百留の寄附を申込んだ。然し朝鮮人は此寄附を拒絶したといふ。斯かる例は随分有る。

朝鮮人に對する露國々籍附與問題を決定するに當つて考慮を要するは日本の朝鮮併合と關聯して起つた朝鮮人の旅券手数料の一件である。併合のあつたのは一九一〇年の九月である。露國は、之を日本の國內問題なりとして反對しなかつたと共に、露領内居住朝鮮人の法律上の地位に變化を來たさぬものと考へる。故に吾人は一九〇七年、まだ朝鮮が日本の保護國であつた時分に結ばれた日露通商條約に依つて日本人が有する最惠國民待遇を朝鮮人に與へる義務は無いのである。此條約規定の朝鮮人への適用は新たに日本が露國と交渉を開き露國が日本の希望を容れる場合にのみ可能である。今迄此問題は日本側から提出せられなかつたが、愈々必要となれば必ず日本は之を提起するに違

ひない現に支那に於ける朝鮮人は日本の要求によつて治外法権の原則が適用せられて居る。日本側からの交渉開始に好都合な下地は露國が朝鮮人から徴収する五留の旅券手数料である。日露戦役後日本政府の旅券を持つて露國に来る朝鮮人は日本人と同様に手数料なしで露領内旅券を下附せんことを沿海州軍務知事に要求したことがある。本件に關して沿黒龍總督は沿海州軍務知事に宛て旅券の發給者の何國たるを論せず朝鮮人の男女よりは旅券手数料を徴収すべしとの訓令を發した。次に浦潮憲兵隊の探査によると朝鮮總督府書記官小松某が浦潮に出張の際總督府出張員を介して若し露國在住朝鮮人が日本政府の保護權を承認すれば日本政府は旅券手数料の免除につき奔走すべく然る時は日本人と同様七十五哥に減せらるべしと云つたことがある。故に若し日本が最惠國待遇の特權を朝鮮人にも與へる件につき交渉を始めればそれは朝鮮人の眼には日本が彼等の爲に旅券手数料廢止の要求をしてくれるのであると映るに違いない。斯くて日本はマンマ朝鮮人の解放者たる光榮を荷ひ親日派朝鮮人は無論のこと親露派朝鮮人までも日本の徳を讃へるであらう。

元來旅券手数料の廢止は露西亞にとつて一の讓歩である。若し露西亞が等價物を得ない時は謂なき讓歩は斷じて不可である。又今日本提議に應じて朝鮮人の旅券手数料を廢せば支那も亦其國民の旅券手数料廢止を提議するであらう。然るに支那人より徴収する旅券手数料は支那人の沿黒龍地方流入の唯一の防止策なれば露國は當然之を拒絶するであらう。其結果支那は露國の不公平な態度を恨むであらう。故に日本の提議によつて旅券手数料を廢止することは露國にとり百害あつて一利なし。露國は露領在住朝鮮人に露國々籍を附與することによつて此問題を解決すべきである。何と

なれば朝鮮人が露國々籍を取得すれば旅券手数料を拂ふ要はなくなるからである。

然し朝鮮人の露國々籍編入は例へば次のやうな條件の下に一定の計畫を立て、行ふ方がいふと思ふ。

- (一) 國籍を證明する能はざる部類の朝鮮人を先づ露國臣民として認めること。
- (二) 日本の朝鮮併合以前に露國に在留し事實露國に土着し居る朝鮮人のみを宣誓させること。
- (三) 土地を欲する者には男子一人に付五デシヤチン、一戸に付三十デシヤチンを限度として分配すること。但しボセツト區以外に於て移民局が露人の移住に適しないと認められた地域を分配し其周圍には露人地域を設け、以て將來村落を作るやうにすること。
- (四) 露國々籍を取得した者に兵役を課すること。

南部烏蘇里郡は朝鮮人の移住する地であるから愈々國籍附與となれば朝鮮人は大舉して此地に集まるであらう。故に豫め此地に銳意露人の移住を計り、現今の如き有様が再び繰返されぬやう此方面に渡來する朝鮮人の監督を嚴の上にも嚴にせねばならぬ。地方官憲は外國人に關する露國法律露領に渡來する朝鮮人及び支那人は朝鮮及支那との接境地方に居住することを禁ずを實施するに些の躊躇あつてはならぬ。

因に此地に於ける露人移民の成功を期するには漁業者、牧畜業者を移住さすを可とする。露國の穀物にとつては海岸地方は不適當なれば農業者の移住は恐らく失敗に終るであらう。

第三編 日本人

第一章 沿黒龍地方日本人移住沿革

之を數の上から見れば日本人は沿黒龍地方に居住する黄色人種中第三位を占めて居る。元來日本人が沿黒龍地方へ来る主要動機はポーツマス條約に因る漁業である。従つて日本人の數は夏増加し冬減する。土着の日本人といへば男女合せて四千人を越えぬ。

露國の占領以前既に日本人が漁業に従事し居りし樺太島を除き、初めて日本人が極東露領に現れたのは浦潮に要塞及び築港の建設が始まつた時分の事である。浦潮に市制が實施せられたる當時の即ち一八七五年頃の市役所の統計によるに日本人の在留する者僅に五十人であつた。其後も餘り増加せず、一八七八年浦潮に日本の商務官事務所を設けられた時と雖も尙ほ八十名以内であつた。然るどころ浦潮―敦賀間に汽船の定期航海開かれるに及んで、即ち一八八九年には四百十二人に増加し、十年を経て千二百七十六人となつた。日露戰役殊に一九〇七年漁業條約締結後日本人は急に激増し遂に今日の數に達した。

沿海州統計局の調査による最近四年間の在留日本人數は次の如くである。

一九〇六年二九三五人、一九〇七年三〇六一人、
一九〇八年三三一四人、一九〇九年四〇四七人。

以上は土着日本人の數であつて漁期に来る者は此内に入つて居らぬ。後者の數は日本駐在露國領事が査證した旅券の數で大體察知することが出来る。

領事館	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年
横濱	一四八	一三三	九一八	四二五	二〇三九
神戸	二五八	二〇八	三三二	七二六	九七五
長崎	一〇〇	一〇〇	二二〇	八四一	六二〇
函館	五〇〇	二二二	二二〇	三三五六	五三〇三
計	六七五	三六二	三六〇	九一八	八九三

函館駐在露國副領事の報告に依れば日本人の漁業労働者の数は六九〇九年は約七千人に達した。浦潮駐在露國領事大島氏の所有する統計に依ると極東露領在留日本人数は一九〇六年五六九二人、一九〇七年三九六七人、一九〇八年三四三七人、一九〇九年三三三二人であるが正確を期するにはニコラエフスク及び其附近に住む日本人約五百人を加へねばならぬ。何となれば此方面はニコラエフスク駐在露國領事の管轄に属し大島氏の管轄外だからである。一九〇九年浦潮在留日本人は男千四百三十七人、女八百八人、ハバロフスク在留日本人は男三百七十二人、女四百六十二人、ニコラエフスク在留日本人は男三百五十三人、女二百三十七人、ニコラエフスク内在留日本人は男三十四人、女七十人、イマン在留日本人は三人である。

第二章 日本移民の性質

人口稠密なる日本は海外移住を必要とする。それにも拘らず彼等が主として亞米利加朝鮮滿洲に向ひ露領へ來ぬのは、彼等の生活程度高き爲、到底露領に於ける支那人朝鮮人の労働者と競争し得ないことに基く。

斯く生活程度高き爲露人にとつては日本人との競争は困難ではない。然し茲に見逃すべからざるは恐るべき日本人の組織的性質である。露國に在留する日本人は其在留期間の長短を論せず必らず半官的な居留民會員となり、此會を通して渾然たる一體に合同する。而して此會の中には更に同業部ありて同職業に従事する者が夫々結束し、お互ひの間の競争を避けて居る。日本人は此共同方に依つて、其性質に適する労働を一手に收めた。彼等の好む職業は概して秩序立つた清潔な、頭と手先の器用を要する職業である。

沿黒龍地方の大都市で日本人の理髮屋、洗濯屋、金銀細工屋、時計屋、寫真屋、仕立屋、指物屋、女郎屋の無い所は無い。之に反して日本人の石工や大工や人足は沿黒龍地方の何處へ行つても見ることは出来ない。

沿黒龍地方に在留する日本人の生活は或る統一を保つて居る。但し之は露國官憲の監督に非ずして居留民會及び日本官憲の監督に基いて居る。極東露領に來る日本人は先づ日本領事館に出頭して露國の制度習慣に關する注意を受ける。日本領事館は其管轄區域内に於ける日本居留民の事實上の支配者で、任意専行の權力を有する。居

留民を裁判し、處刑し、退去命令を發することは屢々見るところである。
極東露領内に日本人の乞食を見受けられないのも日本領事館の處置に依るらしい。

第三章 日本居留民會

極東露領に於て日本人が相當居住する處には必ず日本居留民會なるものがある。其最も大なるは浦潮にある日本居留民會で之は日露戰役前既に出來て居つたから一番古いと見ていふ。極東露領に三箇月以上居留する日本人は總て此會の會員たるべき義務がある。會は合法團體ではない。而も會の存在は誰知らぬ者もない事實なるに拘らず、又會の規約は既に一九〇五年露國財政商工通報第三十九號中に露文で發表されて居るに拘らず、地方官憲は之を解散しやうとしなはぬのは如何なる譯であるか、よもや會の所在が分らぬからではあるまい。何となれば會自ら自己の活動を秘しては居らぬ。會が東洋學院に渡した書籍の代金受領證には明白に浦潮日本居留民會の署名印章が附してある。

會のことに關する著者の質問に對し浦潮駐在日本總領事はその存在を否定しなかつた。然しその規約は知事へ認可を申請するため作成したものであるから、さて見せてくれなかつた。又會の事業報告なるものはないと云ふことであつた。著者は會が多年露國の法律を守らずに居るのは如何なる譯か、若し解散を命ぜられ、或は責任に問はれた時は何うするつもりかと半ば驚き顔に尋ねたところ大島總領事は夫は全く手ぬかりであるから、至急知事に合法團體としての認可を請ふ爲目下總領事館に於て規約の審査中であると答へた。然し大島總領事の云つた言葉は未だに實行されてゐない。

會の規約が初めて公表されたのは今から五年餘り前であるが、其後會の職員の増加、事業の擴張と共に規約も變更した例へば前の規約の「居留民會は浦潮在住日本人の利益を保護するを以て目的となす。」は「居留民會は浦潮在住日本人の(一)教育事業、(二)衛生、(三)慈善、(四)旅行者の届、願書、旅券手續、(五)墓地火